

平成31年度 国民健康保険特別会計概算要求のあらまし

歳入	款	名称	前年度当初予算	本年度当初予算	差引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
	1	国民健康保険税	973,290	929,250	△ 44,040	95.48
	2	国庫支出金	4	1	△ 3	25.00
	3	療養給付費交付金	1	0	△ 1	0.00
	4	県支出金	2,921,532	2,775,122	△ 146,410	94.99
	5	財産収入	11	14	3	127.27
	6	繰入金	314,229	292,006	△ 22,223	92.93
	7	繰越金	1	1	0	100.00
	8	諸収入	25,931	25,605	△ 326	98.74
	9	市町村債	1	1	0	100.00
		歳入予算総額	4,235,000	4,022,000	△ 213,000	94.97

歳出	款	名称	前年度当初予算	本年度当初予算	差引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
	1	総務費	27,001	24,450	△ 2,551	90.55
	2	保険給付費	2,918,003	2,734,023	△ 183,980	93.70
	3	国民健康保険事業費納付金	1,205,367	1,181,811	△ 23,556	98.05
	4	財政安定化基金拠出金	1	1	0	100.00
	5	保健事業費	48,238	49,090	852	101.77
	6	基金積立金	11	14	3	127.27
	7	公債費	1	1	0	100.00
	8	諸支出金	5,763	5,760	△ 3	99.95
	9	予備費	30,615	26,850	△ 3,765	87.70
		歳出予算総額	4,235,000	4,022,000	△ 213,000	94.97

平成31年度 国民健康保険特別会計歳出の主なあらまし

2款 保険給付費 1項 療養諸費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者療養給付費	一般被保険者療養給付費支給事務	2,400,000	疾病・負傷に対して保険医療機関等で、診療・薬剤又は治療の材料の支給・処置・手術・その他の治療を受けたときの自己負担分を除いた額を支給する。 療養の給付を行うことが困難であると保険者が認めたとき、緊急その他やむを得ない理由で保険医療機関以外で診療を受けたとき、医師の同意を得て、あんま、はり、灸、柔道整復師の施術を受けたとき又は医師が必要と認めた治療用補装具を装着したとき(コルセット等)の自己負担分を除いた額を支給する。 愛知県国民健康保険団体連合会(診療報酬審査委員会)へ委託をし、診療報酬請求内容を審査してもらうための手数料。
2 退職被保険者等療養給付費	退職被保険者等療養給付費支給事務	5,000	
3 一般被保険療養費	一般被保険者療養費支給事務	38,000	
4 退職被保険者等療養費	退職被保険者等療養費支給事務	100	
5 審査支払手数料	審査手数料支払事務	8,623	

2款 保険給付費 2項 高額療養費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者高額療養費	一般被保険者高額療養費支給事務	255,000	療養の給付についての一部負担金の額が自己負担限度額を超える場合等にその超える額の全額を支給する。一部負担金の額は、被保険者ごとに、暦月を単位とし、原則として病院、診療所、薬局ごとに算定される。
2 退職被保険者等高額療養費	退職被保険者等高額療養費支給事務	2,000	

2款 保険給付費 4項 出産育児諸費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 出産育児一時金	出産育児一時金支給事務	21,000	被保険者が分娩したとき当該世帯主に支給する。支給額42万円(1人の出産につき)

3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付分

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者医療給付費分	一般被保険者医療給付費分支払事務	836,292	県が保険給付費の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、医療費水準及び所得水準に応じて各市町村に納付金を割当てられた額を県に支払う。
2 退職被保険者等医療費給付費分	退職被保険者等医療費給付費分支払事務	257	

3款 国民健康保険事業費納付金 2項 後期高齢者支援金分

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	一般被保険者後期高齢者支援金等分支払事務	256,445	被保険者が死亡したとき葬祭を行った人(喪主)に支給する。支給額5万円
2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分	退職被保険者等後期高齢者支援金等分支払事務	82	県が後期高齢者支援金等(後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金)の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、所得水準に応じて各市町村に割当てられた額を県に支払う。

3款 国民健康保険事業費納付金 3項 介護納付金分

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 介護納付金分	介護納付金分支払事務	88,735	県が介護納付金の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、所得水準(40から64歳の被保険者)に応じて各市町村に割当てられた額を県に支払う。

8款 保健事業費 1項 特定健康診査等事業費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 特定健康診査等事業費	特定健康診査等事業	45,999	40歳から74歳までの被保険者に対して内臓脂肪症候群及びその予備軍を特定するために健診事業を委託する。平成30年度から全対象被保険者の自己負担額を無料にし受診率の向上を図る。 受診者数 3,042人(平成30年12月31日現在) 健診内容 問診、身体測定、理学的検査、血圧検査、尿検査、血液検査、心電図、医師の判断による追加項目として眼底検査

平成30年度 国民健康保険事業報告

1. 受付業務 取得（加入）者数 1, 188人
喪失者数1, 556人 等（30年12月末現在）
2. 賦課管理 年6回納税通知書の送付、収納管理等
3. 資格管理 保険証に関する資格管理（発行、再交付、短期証、高齢受給者証等）
4. 給付業務 療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金葬祭費等の給付業務（1,788,061,916円）（12月末現在）
5. 健診事業 特定健診に関する事業（30,774,885円）（12月末現在）
6. 広報事業 広報やとみへ国保制度等周知記事の掲載、市ホームページの国保コーナーの更新
7. 式典業務 2018健康フェスタ 健康表彰式典運営
8. 特別講演 2018健康フェスタ ジョン ジャスライトさん特別講演の進行
9. 保健事業
 - (1) 医療費通知年6回、医療費差額通知年2回
 - (2) 健康ポスター募集（市内小学6年生から194作品応募）表彰、ポスターカレンダー（200枚）を作成し、市内医療関係機関等に配布
 - (3) ジェネリック医薬品希望シールを作成し、役所窓口や健康フェスタで配布
10. その他事業 保険証の裏面「臓器移植意思表示欄」に関するPR事業の開催
 - (1) 4月から5月「GIFT Of Life いのちの贈りもの移植を受けた子どもたちの作品展」開催
 - (2) 10月「全国移植者スポーツ大会写真展」開催
 - (3) 10月2017健康フェスタの会場にてPRブースを設置しアンケートの回収（350枚）

報告事項 2

平成 30 年度 国民健康保険特別会計現状報告表

NO	名称	29年12月末現在	30年12月末現在	対前年度比
1	国民健康保険加入世帯数	5,505 世帯	5,268 世帯	95.69 %
2	国民健康保険加入者数	9,363 人	8,823 人	94.23
3	(内 一般被保険者)	9,272 人	8,802 人	94.93
4	(内 退職被保険者)	91 人	21 人	23.08
5	介護保険2号被保険者数	2,930 人	2,775 人	94.71
6	国民健康保険取得(加入)者数	1,170 人	1,188 人	101.54
7	国民健康保険喪失者数	1,690 人	1,556 人	92.07
8	国民健康保険税収入	667,200,043 円	652,921,005 円	97.86
9	(内 一般被保険者)	657,972,078 円	650,620,582 円	98.88
10	(内 退職被保険者)	8,747,965 円	2,300,423 円	26.30
11	保険給付費 (療養給付費、療養費、高額療養費、葬祭費等)	1,989,957,164 円	1,788,061,916 円	89.85
12	(内 療養給付費)	1,732,657,250 円	1,552,472,808 円	89.60
13	(内 療養費)	25,255,291 円	24,594,854 円	97.38
14	(内 高額療養費)	223,314,713 円	192,180,313 円	86.06
15	特定健診等事業費	29,471,406 円	30,774,885 円	104.42
16	1月末現在歳出総額	3,361,145,368 円	2,627,429,897 円	78.17

報告事項 3

(3) その他報告事項

国民健康保険制度の改正案内容

(1) 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて・・・資料1

平成31年度分～

平成31年度以降の年度分保険税算定に当たっては、後期高齢者医療制度と同様に、旧被扶養者に係る応益割について、資格取得日の属する月以後2年を経過す月までの間に限り、旧被扶養者減免を実施することとする。(平成30年度までは当分の間)

なお、旧被扶養者に係る応能割については当分の間減免を実施することとする。

※応益割・・・均等割、平等割

応能割・・・所得割、資産割

被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度の移行された場合、その被扶養者は国民健康保険に加入することになります。このことより、これまでかかっていた保険税が新たに賦課されることで、急激な負担が発生します。この負担を軽減するために、以下の条件の全てに該当する人については減免処置を受けることができます。

(対象者)

- ・国保の資格を取得した日に65歳以上であること。
- ・国保の資格を取得した前日に被扶養者であること。
- ・国保の資格を取得した日に被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に加入していること。

(減免内容)

- ・応能割(所得割、資産割)については、全額を減免します。
- ・均等割については、1/2を減免します。(7割・5割軽減世帯は除く。)
- ・平等割については、旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、1/2を減免します。(7割・5割軽減世帯は除く。)

(2) 保険基盤安定制度の拡充・・・資料2

平成31年度分～

応益割保険税の軽減対象世帯の拡充

国保税の軽減は、所得に応じて応益分を7割・5割・2割軽減する仕組みです。今回の保険税軽減拡大は、まず2割軽減では現行の「33万円+50万円×被保険者数」（給与収入で3人世帯の場合は、約287万円）から「33万円+51万円×被保険者数」（同約291万円）に引き上げます。また、5割軽減では「33万円+27.5万円×被保険者数」（同約190万円）という基準から、「33万円+28万円×被保険者数」（同約193万円）という基準に見直されます。

(3) 課税限度額の変更・・・資料2

平成31年度分～

93万円 ⇒ 96万円

基礎課税分（医療分）・・・58万円 ⇒ 61万円

後期高齢者支援金等分・・・19万円（変更なし）

介護納付金分・・・16万円（変更なし）

国保税の賦課限度額は、平成30年度は、基礎課税分（医療分）58万円、後期高齢者支援金等分19万円、介護納付金分16万円の合計93万円（40～64歳を含む世帯）に設定されているが、平成31年度には、基礎課税分（医療分）を3万円引き上げて61万円とします。

なお、後期高齢者支援金等分19万円（据え置き）、介護納付分16万円（据え置き）と合わせて合計96万円となります。